

第28号議案

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

デジタル庁が推進する地方公共団体の基幹業務システムの標準化により、品川区の高齢者医療システムは令和8年1月に標準仕様書へ準拠したシステムへ移行する。システム移行にあたり、業務手順について標準仕様書に沿うよう見直しを進める中、保険料賦課徴収事務において区民が年間保険料額を把握しやすい運用にするため所要の改正を行う。

2. 改正概要

普通徴収の賦課算定を年2回（4月・7月）から1回（7月）へ変更する。これにより、年12回に分けていた納期限が7月から翌年3月までの9回になる。

	仮算定(※)			本算定								
現行	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8年度～	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9期	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※前年の所得が確定していない4月分～6月分は、前年度の年間保険料額を基に保険料計算を行っている。

3. 施行日 令和8年4月1日（令和8年度分の後期高齢者医療保険料より適用）

4. 新旧対照表 別紙のとおり

5. その他

- 特別徴収については、高齢者の医療の確保に関する法律（第107条、第110条）で規定されているため納期の変更は行わないが、年2回（4・7月）の保険料通知を、令和8年度より、普通徴収と合わせて年1回（7月）とする。
- 広報しながら、ホームページおよび令和7年7月本算定の保険料決定通知時に同封するチラシに掲載するなど区民が理解しやすい周知に努めていく。

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月31日条例第10号 (普通徴収に係る保険料の納期限等)</p>	<p>○品川区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月31日条例第10号 (普通徴収に係る保険料の納期限等)</p>
<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期限は、<u>7月から翌年3月までの各月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)</u>とする。</p>	<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期限は、<u>毎月末日</u>とする。<u>ただし、12月にあつては、翌年の1月4日</u>とする。</p>
<p>2 前項の納期限が、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する品川区の休日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。</p>	<p>2 前項の納期限が、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する品川区の休日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。</p>
<p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の<u>9</u>分の1とする。</p>	<p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の<u>12</u>分の1とする。</p>
<p>4 前項の規定により算定した<u>各納期に係る</u>納付額に100円未満の端数がある場合または各納期に係る納付額が100円未満である場合は、その端数またはその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</p>	<p>4 前項の規定により算定した納付額に100円未満の端数がある場合または各納期に係る納付額が100円未満である場合は、その端数またはその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</p>
<p>5 前各項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、別に納期および各納期の納付額を定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者または連帯納付義務者(法第108条第2項または第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、その納期および納付額を通知しなければならない。</p>	<p>5 前各項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、別に納期および各納期の納付額を定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者または連帯納付義務者(法第108条第2項または第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、その納期および納付額を通知しなければならない。</p>
<p><u>付 則</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 改正後の第5条第1項、第3項および第4項の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。</u></p>	